特記仕様書

第1編 総則

第1章 一般

1-1 適用

1. 本工事の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか、大阪府都市整備部制定(平成27年版)の「土木請負工事必携」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則」、「土木工事施工管理基準」(以下「請負必携等」という。)、及び箕面市制定(平成27年)の「地下工事標準仕様書」によるものとする。

なお、請負必携等は大阪府都市整備部のホームページに掲載している。

(http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html)

- 2. 建設工事請負契約書第1条に定める設計図書の優先順位は、①質問回答書、②特記仕様書、 ③図面(数量総括表を含む。)、④土木工事共通仕様書附則、⑤請負必携等(土木工事共通仕 様書附則を除く。)⑥地下工事標準仕様書とする。
- 3. 土木請負工事必携および土木工事共通仕様書に記載している「特記仕様書」は、「特記仕様書 および土木工事共通仕様書附則」と読み替えるものとする。
- 4. 設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加業者の適正・迅速な見積に供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料に過ぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、施工方法等工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとし、工事の実施に当たってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

1-2 調査、試験、点検に関する協力

受注者は、発注者及び関係機関等が実施する各種調査、試験、点検に協力しなければならない。

1-3 請負者相互の協力

本工事区間は、北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部整備工事(第1工区)及び北大阪急行線延伸計画に伴う特殊街路部整備工事(第2工区)が一部重複・接近して施工しているため、施工における道路使用計画等について相互連絡調整を密にして行うこと。

1-4 調査への協力

本工事の実施に伴い、労務費調査及び間接工事費等諸経費動向調査等の対象工事とする場合が

あるので、点検を実施する際は、受注者は必要な協力をしなければならない。調査要領等については、 別途監督職員の指示によるものとする。

1-5 技術検討会

本工事は、北大阪急行線延伸技術検討会の対象工事とするので、実施にあたり受注者は必要な協力をしなければならない。

1-6 建設副産物

1. 本工事による発生する残土は、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪基地)に運搬するものとし、受入条件は下記のとおりとする。ただしこれにより難い場合が生じた場合は、監督職員と協議すること。なお、夜間の残土処分は、関係法令を遵守したうえで受注者の自由処分とする。

(1)受入場所

大阪市此花区北港緑地地先

(2)受入条件·基準

水分を多量に含まず、木片・ゴミ等の廃棄物が混在しないものであって、発生時において陸上 残土に係る基準(コーン指数 400KN/㎡、含水比(発生時)40%以下、水素イオン濃度(PH)5.8 以上 8.6 以下のもの)を満足するものとする。

(3)受入時間

9:00~16:30

ただし、土・日・祝祭日、12月29日~1月4日、センターの指定する日は休業

(4)運搬距離

受入地までの運搬距離は、29kmとする。

2. 汚泥及びアスファルト塊、コンクリート塊等の建設廃棄物は、関係法令を遵守し、産業廃棄物として処理すること。

1-7 交通安全管理

- 1. 安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合わせの結果により変更等が生じた場合は監督職員と協議すること。また、条件変更及び請負者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議すること。
- 2. 本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとする。 なお、保安施設標準様式図7-⑦の"御通行中の皆様へ"の表示内容は以下を記入するものと する。

[表示内容]

この工事は、北大阪急行線の延伸工事を行っています。

3. 交通誘導警備員の配置条件については、下表のとおりとし、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議すること。

工種	配置場所	交通誘導	編成	交代	配置期間	備考
		警備員		要員		
土留め工	新船場北橋	3名/日	交通誘導警備員A	有り	令和4年4月~	夜間
路面覆工等	市道船場東7		交通誘導警備員B		令和5年3月	
	号線					
上記以外の	新船場北橋	3名/日	交通誘導警備員A	有り	令和年4月~	昼間
工種	市道船場東7		交通誘導警備員B		令和5年3月	
	号線					

4. 工事車両の運搬経路は、国道 171 号及び国道 423 号等の幹線道路とし、工事場所付近の生活 道路を通行してはならない。

1-8 官公庁への手続等

本工事区域内の国道 423 号に設置する構造物については、道路管理者等と施工方法等の詳細について施工協議を行い工事着手すること。

1-9 環境対策

本工事の施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設 省経機発第 58 号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振 動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9 年度建設省告示第 1536 号)に基づき指定された低騒音 型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職員と協 議するものとする。

第2章 工事計画

2-1 施工計画書

- 1. 受注者は、国道 423 号、新船場北橋、民家等に影響をおよぼすおそれのある工種は、各施工段階における前記構造物の応力、変状等について調査検討を行う等安全を確保すること。
- 2. 使用する機械は、近接する前記構造物及び周辺環境等を考慮し、現場に適したものを使用すること。

2-2 付帯項目

次の事項は、別途付帯項目として処理する。

- (1)歩道切削に伴う歩道と民地建物との通路接続施設及び歩車道境界柵
- (2)交通管理者関連施設(交通信号機等)の移設及び撤去
- (3) 道路管理者関連施設(道路照明柱等)の移設及び撤去
- (4)バス管理者関連施設(バスシェルター等)の移設及び撤去
- (5) 軟岩等硬質地盤の掘削に伴う補助工法
- (6)線路部の掘削に伴う大阪層群の盤ぶくれ対策
- (7) 土留め変形量抑制に伴うプレロードジャッキ
- (8)地権者の了解を得られた場合の民地部グランドアンカー施工
- (9)新船場北橋仮受工に伴う新船場北橋の挙動計測
- (10)掘削坑内における埋設物防護
- (11)地中障害物等その他当初予測し得なかったものの処理

第3章 材料

3-1 躯体コンクリート等の使用区分及び規格

地下工事標準仕様書第1編第3章3-6 3.4.を次のとおり変更する。

1. 躯体コンクリート等の種別記号及び使用区分は、原則として次のとおりとする。

使用区分	種別	セメントの種類	備考
床版、壁、桁、柱	A1	普通	
基礎、排水、保護	В	普通	

2. 躯体コンクリート等の配合の設計条件は、次のとおりとする。

種別	規格品 規格外品	呼び強度	スランプ	空気量	骨材の	粗骨材の最	セメント
	の区分	N/mm2	cm	%	種類	大寸法 mm	の種類
A1	規格品	30	12	4. 5	普通	25	N
В	規格品	18	12	4. 5	普通	20	N

第4章 共通

4-1 数量の算出

受注者は、工事の進捗に応じて出来形数量を算出しその結果を監督職員に提出するものとする。

また、これとは別に監督職員が指示する場合は、その期日までに監督職員に提出するものとする。

4-2 工事完成図書の納品

本工事は、大阪府情報共有システム及び完成図書の電子納品対象案件とする。 なお、情報共有及び電子納品については大阪府都市整備部のホームページに掲載している。

第2編 開削工事

第1章 準備工

1-1 準備工

準備工により発生する現場発生土については、工事区間内の埋め戻しに流用すること。ただしこれにより難い場合が生じた時は、監督職員と協議すること。

1-2 標識類撤去

標識類は丁寧に撤去し、移設位置に再利用すること。

第2章 布掘および壷掘工

2-1 現場発生土

布掘および壷掘工により発生する現場発生土については、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪基地)に運搬するものとする。

第3章 鋼杭工および鋼支柱工

3-1 現場発生土

鋼杭工および鋼支柱工により発生する現場発生土については、大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪基地)に運搬するものとする。

3-2 材料費

使用する鋼材は、新品とする。

第4章 掘削工及び掘削土砂運搬工

4-1 掘削工

掘削の対象となる神戸層群の砂岩及び泥岩によるスレーキングについては、十分注意して施工する こと。

また、掘削の対象となる大阪層群の海成粘土については、鋭敏比を調査し必要な対策を講じて施工すること。

4-2 掘削土砂運搬工

掘削工により発生する現場発生土については、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪基地)に 運搬するものとする。なお、夜間の搬出先は自由処分とする。

第5章 土留支保工

5-1 グランドアンカー

グランドアンカーの施工については、「グランドアンカー設計・施工基準、同解説(地盤工学会)」によること。

第6章 その他

6-1 道路使用

道路使用時間帯は原則として、次のとおりとする。

- 1. 昼夜間
- (1)国道 423 号線の道路使用

国道 423 号側線: 南行き1車線が確保できる場合

- 2. 夜間
- (1)新船場北橋交差点の道路使用(23時~6時)

国道 423 号側線: 南行き1車線が確保できる場合

市道船場中央線:交互通行で東西1車線が確保できる場合

(2)市道船場東7号線の道路使用(21時~6時)

市道船場東7号線:通行止め(新船場北橋交差点付近~COM1 号館南側付近)

土木工事取扱要綱(地下編)

第2章 算定基準の一部変更(追加)

- 2. 布掘および壺掘工

 - 3. 鋼杭鋼支柱工
 - (4)頭部撤去

土留杭の頭部切断高さは計画路面復旧地盤高-2.5mとする。 数量は、撤去する本数を合計する。